

---

プロジェクト

項目

第8回 SSBJ 設立準備委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第8回SSBJ設立準備委員会（2022年5月26日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### ISSB公開草案「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」に対するコメントの検討

（審議事項(1)-1関連）

#### （S1総論：情報の記載場所及び報告の頻度）

2. サステナビリティ関連財務開示と財務諸表は「同時かつ同一期間」が望ましいものの、それぞれ別とすることを容認すべきとのコメントの理由には、両者のコネクティビティが重要である一方で制度の制約等により実務上困難な場合もある点を指摘すれば足りると考えている。このため、「1か月から2か月程度の差であれば、企業価値の評価という目的の達成に著しい影響はないという意見」については、実際そうした意見を持つ利用者はあまりいないことが考えられるため、理由からは削除してほしい。
3. 報告の「期間」と「タイミング」の問題は分けて考える必要がある。温室効果ガス（GHG）排出と会社の売上や操業に関する情報との相関性やコネクティビティは重要であり、対象期間のズレは、情報の有用性を著しく損ねてしまう可能性がある。対象期間を同じとすることは、コストはかかるものの、「実行不可能」とまでは言えないのではないか。報告のタイミングについては、決算日に合わせた方が棚卸しと連動してGHG排出が計算できるため、コストは低減すると認識している。このため、コメント案の「実行不可能」は削除し、「企業の負担が著しく増加する」などの表現に修正することを検討した方が良いと考える。同じ期間を原則としつつ、他方で、「同時」に関しては一定の容認規定を設けるという方向性での提案が、情報の有用性とコストのバランスという観点で望ましいのではないか。

4. 決算期のズレについて、会計で3カ月のズレを認めている日本の事情を踏まえて主張していくのが良いのかが、やや気になった。また、「実行不可能」の記載部分については、サステナビリティ情報開示をどのように実現するかという観点で適用に際してのハードルを明確化したうえで、状況によってはSSBJ設立準備委員会から各種団体や省庁にある程度確認していくことも必要ではないか。企業の負担が無理に生じるのは望ましくないものの、日本として取り組むべき事項と理解している。
5. 報告の対象期間については、目標を設定して取り組んでいる中で、達成状況がタイムリーにわからない状況は懸念される。また、報告のタイミングについては、投融資先の決算が開示されてから排出量などを検討しなくてはならないため、全ての情報が揃ってからというのでは実務への影響が大きいと考えている。

**(S1各論：質問6「つながりのある情報」)**

6. 文案の中で「完全な一致」という表現があるが、何を求めているのか、意図が分かりにくい。コメントの方向性としては、どのような場合が「つながりのある情報」なのかを、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）はS1基準の中でもう少し具体化していくべき、ということではないか。また、報告期間については、要求しつつ、従わない場合は説明してもらうような、定量開示を求めつつ不可能な場合は定性的な開示を求めるアプローチを採用するのはどうか。

**(S1各論：質問11「比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬」)**

7. 更新した見積りを反映した比較情報を「開示しなければならない (shall disclose)」から「開示することができる (may disclose)」に修正すべきとの提案について、仮に企業が更新した見積りを反映した比較情報を開示しない場合に、利用者が見積りの仮定が変わったという事実を知らずに傾向分析等を行ってしまうというリスクが考えられる。したがって、過去の数字自体は変更しなくとも、その見積りの仮定に大きな変更があった場合は、仮定に変更があった等の注釈をつけることは最低限必要ではないかと考える。

**ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」に対するコメントの検討（審議事項(1)-2 関連）**

**(S2各論：質問2「ガバナンス」)**

8. 基準の構造化について、「S2基準案をはじめとするテーマ別基準においては、全般的開示要求であるS1基準案で定められていない追加の要求事項についてのみ、定めるべき」というコメント案について、考え方を教えてほしい。
9. S1基準とS2基準の関係について、構造上、各要求事項がどこにかかっているかが、わかりにくいと、読み手に解釈の余地を与えてしまう可能性がある。読み手に配慮した基準作りという観点で、S1基準とS2基準の構造に関するコメントを検討してほしい。
10. S1基準とS2基準に重複がないことが望ましいと思うので、基本的にはS1基準に記載する形が良いと考える。ただし、実務上、重要性の判断に基づいて省略することができる部分の線引きが課題になることが想定されるため、重要性に関する内容については、一部S2基準にも記載する方が望ましいと考える。

**(S2各論：質問3「気候関連のリスク及び機会の識別」)**

11. 短期、中期及び長期の定義に関する開示要求について、企業にその区分の柔軟性を認めること自体には同意する。ただし、全く区分しない又は長期だけを括り出して終わりにするといった開示とならないよう、区分することを前提とした上で、その区分方法は企業の裁量に任せるといった書き方にしてほしい。

**(S2各論：質問6「現在の及び予想される影響」)**

12. 予想される影響について、コメント案では「当初の予想とはまったく異なる結果になる可能性があることを周知すべき」という表現になっているが、作成者側の前提として、将来予測は当然変わるものであるという認識があるため、「周知すべき」ではなく「明記すべき」とする方が適当ではないか。
13. 財務的影響の算出方法に関するコメント案の「技術的プロトコル」について、現時点で具体的なイメージがあれば教えてほしい。
14. 財務的影響について、コメント案で既に言及があるが、比較対象となる基準年など、ベースラインをしっかりと定めるべきだと考える。ベースラインを定めなければ、当年度の決算を評価する場合に、企業により開示情報がまちまちになってしまう可能性があることから、明確な指針を示す必要がある旨をコメントしてほしい。

**(S2各論：質問7「気候レジリエンス」)**

15. シナリオ分析について、レジリエンスの開示は利用者にとって重要な情報であると

認識している。コメント案には記載しない補足情報ではあるが、事務局資料にある「すべての企業に対し原則としてシナリオ分析の実施を求める提案については、過度な要求事項になっていると考えられるため反対し」という表現については、やや強い表現であるという印象を受けた。

16. シナリオ分析は、企業にとって「重大な (significant)」リスクを、一定の裏付けをもって示す有用なツールだと考えている。また、S2基準案の第15項は、使用するシナリオについて選択の自由度が与えられたバランスのとれたものであると認識しているため、シナリオ分析に関する事務局のコメント案については、表現を検討してほしい。
17. シナリオ分析について、事務局が懸念している点がS2基準案の第15項における優先順位付けにあるとすれば、シナリオ分析を行わないことの理由付けとして追加した方が良い事項を、具体的に提案すると良いのではないか。
18. シナリオ分析について、TCFD提言はもともと金融機関を念頭に置いたものだと理解しており、コメントする際には、企業側の負担の観点だけではなく、金融機関と一般事業会社の違いについても言及すると良いのではないか。
19. TCFD提言は、もともとは金融セクターが起点となっているかもしれないが、レジリエンスを語る上では、現状では金融、非金融の区別はなく重要なものだと思うので、コメントする際には金融と非金融を区別するような内容は不要だと考える。

**(S2各論：質問9「産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出」)**

20. 「影響を受けやすい (vulnerable) 資産」は、TCFD提言では移行リスクの文脈において、主に炭素関連資産と紐づいていると認識している。実務者がクリアに回答することができるよう、TCFD提言との関係も踏まえて用語の定義を明確にする必要があると考える。
21. スコープ3排出について、コメント案にある段階的導入に賛成するが、実務の課題を提示した上で具体的な段階の踏み方を提案すると良いのではないかと考える。また、実務的に可能な範囲での開示を認める場合には、スコープ3排出をどのような範囲で記載しているかについて開示することを要求する必要がある。
22. 内部炭素価格の情報は、企業価値評価にとって有用なものだが、個社の状況が十分に考慮されずに、数値を画一的に評価される可能性を危惧している。開示自体には反対しないが、内部炭素価格が広く一般に導入されるまでは任意開示とするなどの

段階的導入も考えられるのではないか。

23. スコープ3排出について、コメント案にある段階的導入に加えて、重要性の概念についてもコメントすべきだと考える。すべての企業がスコープ3の全カテゴリーの情報を把握できておらず、産業によりスコープ1、2及び3の重要性が異なるためである。また、コメントする際には、実務の難易度を踏まえ、実務と整合的な基準となるようにしてほしい。
24. スコープ3排出の測定については、GHGプロトコルにそのすべてを依拠するのではなく、ISSBが排出係数の基本的原則やスコープ3の構造、集計の範囲等について、ある程度指針を決めていくべきだと考える。また重要性の観点については、コストとベネフィットの視点から検討を進めていく必要がある。スコープ3排出の開示の命題は、企業がリスク及び機会を特定し、その影響を利用者が評価できるように伝達する点にあると考えるが、バリュー・チェーンの上流ではスコープ3排出の情報の有用性が高いと考えられる一方で、下流については、販売している製品のエネルギー効率や燃費等の方が、影響を評価する上で有用であると考ええる。またスコープ3排出の測定の在り方は、「重大な (significant)」リスク及び機会を評価する上で必要十分な範囲で提供するという視点のもと、類型をきちんと示すべきだと考える。
25. スコープ3排出の開示はスコープ1、2とは異なり、重要性 (materiality) の考慮が必要であり、「重要性がある (material)」情報といった形で条件付けをすることで、利用者が必要とするスコープ3排出の情報を、企業側が開示することができるかと考える。コメントする際には、「指針化できる可能性を追求してはどうか」といった示唆を与えつつ、「重大な (significant)」リスク及び機会や「重要性がある (material)」といったフレームワークが役に立つのではないかと考える。
26. 基準でのGHGプロトコルへの言及は、GHGプロトコルがスコープ1、2及び3の測定的前提であることを踏まえると必要だと考える。ISSBの公表物ではないが、GHGプロトコルに言及しない場合、比較可能性が失われる可能性があると考ええる。測定手法の実務については、金融機関を例にとるとGHGプロトコルに加えて、「金融向け炭素説明のためのパートナーシップ (PCAF ; Partnership for Carbon Accounting Financials)」を参照しており、現状すべてのセクターで共通して利用できるようなガイダンスが整っていない状況においては、このPCAFが参考になる可能性がある。
27. 内部炭素価格は、営業機密に関わる可能性もある経営上の重要なパラメータであることから、内部炭素価格を使用しているか否かの情報であれば開示しても良いと思

うが、いくらで評価しているか等の定量情報の開示については、今後の国内の制度状況も踏まえながら、慎重に考えてほしい。

28. スコープ3排出に関する実務には、測定手法が統一されていない点、地域別にデータが乱立している点、15個のカテゴリの扱い方などの複数の課題があると考えている。したがって、ISSBがイニシアティブをとっていかないと、実務対応とデータの信頼性が整合しない可能性が高いと考える。
29. 内部炭素価格の開示に、実務上の課題があることは理解しているが、企業がどのような方針に基づいて数値を検討したのかといった点を開示することは、投資家のニーズを踏まえると必要だと考える。
30. スコープ3排出について、現時点では、GHGプロトコルが国際的に最も普及していると思うが、将来アップデートする可能性も想定すれば、基準上、例示という形式や、「現時点では、GHGプロトコルを採用する」といった記載が良いのではないかと考える。
31. GHGプロトコルは、本体となる包括的な文書と、より詳細なスコープ3排出の算定報告基準、技術ガイダンスから成り、本体だけではスコープ3排出を測定することはできない。本公開草案において「GHGプロトコル」と言った場合に、本体だけを参照しているのか、詳細なガイダンスまで含んだものを参照しているのかが明確ではないため、この点は明確にすべきだと考える。また大前提として、ISSBが、特定の外部基準に依拠することの課題や対応方法といった点を、包括的、オープンな形で議論することが必要だと考える。
32. 気候変動に連動した役員報酬体系は、実務上稀なケースであると思われることから、本基準案に対しては違和感を持った。また、今後異なるテーマを扱う際に、役員報酬に関する記載がどのような位置づけとなるのかという観点からも検討が必要と考える。
33. 気候変動に連動した役員報酬体系は、海外のエネルギー会社などではよくある事例のように思う。本公開草案の内容は、気候変動に連動した役員報酬体系が存在する場合に開示する、という内容だと理解しているが、明確化は必要だと考える。
34. 内部炭素価格について、開示情報の利用者としては、使用している会社には開示してほしい項目である。ただし、内部炭素価格の運用自体が新しいものであるということ踏まえれば、具体的数値の開示よりは、どういった使い方をしているかといった情報が有用だと考える。

35. スコープ3排出に関するコメント案の段階的導入という部分が、今回、開示の対象としないことを意味するのであれば、記載の仕方を再度検討してほしい。TCFD提言において重要性（materiality）に応じて開示する方向性が示されているということ踏まえると、グローバル・スタンダードとしてスコープ3排出の開示の条件や範囲を明確にすることをコメントする必要があると考える。

**（質問10「目標」）**

36. S2基準案における「a sectoral decarbonisation approach」が何を指しているのか（単数形となっている意味を含めて）を教えてください。また、企業に対しどの国際協定を念頭に置いて目標を設定したのかの開示を求めることには同意するが、国際法の観点からすると、法域によって最新の効力ある国際協定は異なる可能性があるため、何が最新の国際協定かは法域により異なり得るという状況を念頭に置いたうえで定義がなされているのかどうか気になる点である。

また、本公開草案の質問10において、「気候変動に関する最新の国際協定」は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の加盟国間の最新の「合意」である旨の記載があるが、同じ質問の中に、単数形と複数形の「合意」が存在しており、この点をどのように理解すべきなのかを確認する必要がある。個人的には、セクターによっては、目標設定において最も関係がある国際条約がパリ協定以外にもあるものと理解しており、例えば国際航空については、ICAO（国際民間航空機関）条約が最も関係のある国際協定になり、国際海運については、IMO（国際海事機関）協定や別の条約が関わってくるものと思われる。したがって、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の加盟国間の最新の「合意」と限定せず、複数形の「関連する国際協定」といったように、少なくとも、複数の関連する国際協定が目標設定にはあり得ることが読める定義にする必要があると考える。併せて、この点については、日本において議論されているトランジションのロードマップにおける評価軸とも整合するように定義しておいた方が良いのではないかと考える。

**（質問11「産業別要求事項」）**

37. 国際的な適用可能性を向上させることを意図した修正案の方向性には同意するが、その論拠として、移行に係る企業の追加的な対応コストを挙げると、最初からグローバルな基準に合わせるべきとのメッセージに誤解される可能性があるのではないかと考える。必要なのは、移行に係る企業のリスクを評価するために、各法域等における規制とのrelevance（関連性）が高い情報や移行に係るリスクを示す情報や指標を開示していくことだと考える。その際に、例えば、航空や海運セクターのように国

際的な指標の共通化が有効である場合もあれば、住宅セクターのように共通化が、かえってrelevance（関連性）を失う要因となる場合もあるため、実務の蓄積を踏まえ丁寧に議論を進めていく必要がある。本公開草案は、比較的一般化した形で要求事項が書かれていると思われるため、一般的な定義を基礎として要求していくアプローチを提案していくのが良いと考える。

38. 産業別指標は、テーマ別開示とは異なる切り口となるため、双方のデータに若干の重複感が出てくる可能性もあると考えている。また今後、例えば、S2基準案で開示していないものをS1基準案に入れていくような話になった場合、S1基準案と産業別指標で重複するものが出てくる可能性もあると考えられる。こうした重複する指標を整理することについて、事務局の見解を伺いたい。
39. 本公開草案の結論の根拠において、産業別要求事項は気候変動やその他のテーマ別基準に関係付けられるものではない旨の記載があり、産業別とテーマ別とで指標がどこまで一致しているのか疑問を持った。その点が明確でない場合は、明確化する必要があると考える。

**(質問14「発効日」)**

40. 事務局のコメント案の通り、S1基準案の「全般的な特徴」には全般的な要求事項が含まれているため、S2基準案だけを適用することは不可能であると思う。したがって、この「全般的な特徴」だけを先行適用する場合には、ISSBとして、S2基準案の中に組み込むのか、又はS1基準案を分離した文書を作成する形で要求事項を別途定め、企業に対してS2基準案の要求事項とあわせて開示を求めていくアプローチを考えるのではないかと思ったが、事務局の見解を伺いたい。
41. EFRAGによる開示基準案は気候変動以外のテーマ別要求事項を扱っているため、気候変動以外のテーマについては、国際基準よりも先にローカルな基準ができてしまう。このため、ISSBが今後個別テーマの基準開発を行う際に、ローカルな基準に引き寄せられるリスクを懸念する声が聞かれているが、こうした論点は今回のコメントには含めないとの理解で良いか。
42. 一例として生物多様性については、気候変動とは状況が異なり、TNFDによる基準のベータ版が最近公表されたばかりであり、開示の枠組みに関するコンセンサスが得られる見通しが現時点では見えない状況にある。このため、S2基準についても、テーマ別基準が揃ったといえるタイミングが現時点では見通せないと思われる。一方で、S1基準についても、いつ最終化され適用可能になるかがわからないため、発効



日の先後関係をどのように整理していくべきか、事務局の見解を伺いたい。また、グローバル・ベースラインの考え方について、S1基準は、最終化され適用可能となる前でもベースラインとして有効なものといえるのか確認したい。

43. S1基準は先に確定させるが、気候変動以外のテーマ別開示に関してはまだ基準がないため、S1基準に救済措置を追加するとの理解で良いか。また、EFRAG等による先行する基準の要請により開示を求められる日本企業もあると思われるため、ISSB基準の最終化に先行して、企業が開示できるようにしておくことも重要と考える。
44. S2基準案の開示要求の一部の適用を遅らせるべきとの提案に関し、2年の準備期間をさらに延長した救済措置が必要かどうかについては、開示項目により、そのタイミングや救済処置の必要性の評価は異なると考えられるため、もう少し丁寧に議論していく必要がある。これまでの議論では、一度合意され、最終化された基準はなかなか改訂できないことを前提にしていたが、基準は進化し拡張していくものであるため、こうした前提を維持するのが良いかという点は一考の余地があると考えている。仮に、そうした前提が変われば、今の基準を拡張し水準を上げていきながら、開示のレベルを底上げしていくことも可能になると考える。

**(質問15「デジタル報告」)**

45. デジタル報告は、財務報告、サステナビリティ報告のいずれにおいても、将来的に非常に重要となるテーマである。今後に向けて、データ占有社会ではなく、データ共有社会を作っていくことが重要だと考えており、コメントには、データの共有といった観点も含めることが望ましいと考える。

**(質問17「その他のコメント」)**

46. 産業別開示について、完全な「任意」ではないが、企業側に柔軟性や対応の余地を残すという観点で、「shall」よりも要求レベルを一段落とした「should」による要求事項とすることも選択肢にあるのではないか。また、基準において、保証可能性の問題は非常に大きいため、本当に必要なものは「shall」にて定め、推奨又は一定の要請に近いようなものは、それ相応の助動詞を使用して、それぞれの定め的位置付けを明確化する必要がある。こうした助動詞の使い分けを整理し、文章も含めて体系化していくことは重要な点であると考えている。

以上